



平成 25 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 コ メ リ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 捧 雄 一 郎  
(コード番号 8218 東証第一部)  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 常 務 執 行 役 員  
経 営 企 画 室 ゼ ネ ラ ル マ ネ ジ ャ ー  
板 垣 隆 義  
TEL. 025-371-4111 (代)

### 定款の一部変更のお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 16 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 21 日開催予定の第 52 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1 定款変更の目的

- (1) コーポレートガバナンス強化の一環として取締役の経営責任を明確化し、経営環境の急激な変化に、より迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するとともに、機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう、所要の変更を行うものであります。
- (2) 株主総会および取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、株主総会および取締役会の招集権者および議長、ならびに役付取締役に関する規定について所要の変更を行うものであります。
- (3) 上記変更にともない、条数の繰り下げ等の変更を行うものであります。

#### 2 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 25 年 6 月 21 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 25 年 6 月 21 日 (予定)

以上

(下線部は変更箇所を示しています)

現行定款	変更案
<p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>(1) (条文省略)</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(3) (条文省略)</p> <p>(4) <u>第10条に定める請求をする権利</u></p> <p>第10条～第14条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第16条～第20条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(削除)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) <u>第9条に定める請求をする権利</u></p> <p>第9条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役会の決議によって定めた代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項の代表取締役</u>に事故があるときは、<u>取締役会の決議によって定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第15条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定する。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>2. 取締役会長は、当会社の業務を統括し、当会社を代表する。取締役社長は、取締役会の決議にしたがい、当会社の業務を執行し、当会社を代表する。</u></p> <p><u>(役付取締役)</u></p> <p>第23条 当会社は、取締役社長1名を置く。その他必要に応じて取締役会長、専務取締役、常務取締役を定めることができる。<u>取締役会長、取締役社長、専務取締役、常務取締役は取締役会の決議により、取締役の中から定める。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第24条～第37条 (条文省略)</p>	<p>2. (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p><u>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p><u>3. 当会社は、取締役会の決議によって、最高経営責任者（CEO）および最高執行責任者（COO）を定めることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>(取締役会の招集権者および議長)</u></p> <p>第22条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p><u>2. 前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会の決議によって定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第23条～第36条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。</p> <p>第40条 (条文省略)</p>	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p>